

川崎汽船企業行動憲章実行要点

川崎汽船は、宣言した「グループ企業行動憲章」の実行に際し、以下の要点を自社の行動指針とする。

1. 人権の尊重

国の内外を問わず人権を尊重するとともに、グループ従業員の人格、個性及び多様性を尊重し、安全で働きやすい職場環境の整備・向上を図り、ゆとりと豊かさを実現する。

- 1-1 企業の存続は従業員により支えられていることを強く認識し、その人権、人格、個性及び多様性を尊重する。
- 1-2 労働関係法令等を遵守するとともに、従業員と直接あるいは従業員の代表を通じて、誠実に対話・協議する。
- 1-3 児童労働、強制労働を認めない。
- 1-4 従業員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し自己実現を図ることができるよう、キャリアプランと人材活用との調和を目指し、教育研修等諸制度の充実を図る。
- 1-5 従業員を個人として正当に評価し、公正と平等の精神で取り扱い、客観的で公正な人事考課を行う。
- 1-6 国籍、性別、宗教または社会的身分等を理由とする雇用や処遇の差別を排除し、機会の均等を図る。
- 1-7 ハラスメントに該当する行為を防止する。万一、該当する事態が生じた場合には迅速かつ適切な対応を行う。
- 1-8 ワークライフバランスの推進のため勤務時間や休暇等の諸制度の整備に努める。
- 1-9 職場の十分な保安体制により、従業員の安全を確保する。
- 1-10 職場の衛生を適切に管理し、安全で働きやすい職場環境の整備に取り組み、従業員自身の心身の健康管理を支援する。
- 1-11 災害対策においては、非常物資の備蓄や安否確認システムの構築等、従業員とその家族の安全確保及び支援の体制を整える。

2. 企業倫理の遵守

国内外の法令や社会規範を遵守し、公正、透明、自由な競争及び適正な取引を行う。

- 2-1 法令・国際条約・国際ルール及び倫理・道徳等社会規範を遵守する。
- 2-2 独占に関する各国の規制は、公正、透明で自由な競争を維持するための基本ルールであることを認識し、これに違反する行動や協定の締結は行わず、また、優越的地位を利用しない。
- 2-3 取引先及び関係者との健全かつ公正な関係を維持し、適正な購買方針に基づき取引を行う。
 - ① 公平に取引機会を設け、公正な評価により購買を決定する。
 - ② 法令及び社会規範を遵守し、取引先及び関係者との相互の信頼・協力関係を築く。
 - ③ 人権尊重、安全確保、資源保護、環境保全等社会的責任に配慮する。
 - ④ 最適な品質と適正なコストを追求する。
- 2-4 政治・行政とは透明度の高い関係を維持し、健全かつ正常な関係を保つ。
- 2-5 社内外を問わず、一般的な商慣習を逸脱した過大な接待、贈答、金品などの授受を行わない。
- 2-6 贈収賄はもとより、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金品などの授受を行わない。

- 2-7 自社の知的財産の適切な保護と活用に努めるとともに、他者の知的財産を尊重する。
- 2-8 内部者取引やそれと疑われる行為を防止するために社内規則を整備し、グループ関係者全員に周知徹底を図る。
- 2-9 法令・規範遵守（コンプライアンス）体制について内部通報制度を含め整備し、遵守状況を監視するとともに、問題が発生した場合には適切に対応する。
- 2-10 安全保障貿易管理に関する法令の遵守を徹底するために必要な体制を整備する。

3. 信頼される企業グループ

船舶の安全運航をはじめとして、安全かつ有用なサービスを提供し、顧客と社会の満足と信頼を得る。

- 3-1 安全運航を最優先課題と位置づけ、当社が提供する国際海上輸送を中心としたサービスの安全性と品質を確保する。
- 3-2 当社の企業活動は顧客、取引先をはじめ、株主、地域社会など多くの関係者（ステークホルダー）との信頼関係で成り立っていることを認識し、各ステークホルダーのニーズを把握し、安全かつ有用なサービスを提供する。
- 3-3 国際海上輸送の公共性に鑑み社会公共の利益との調和に配慮する。
- 3-4 顧客にサービスに関する適切な情報を提供し、問合せには誠実に対応する。

4. 環境問題への主体的取り組み

環境問題への取り組みを人類共通の課題と認識し、企業の活動と存続に必須の要件であると位置付け、主体的に取り組む。

- 4-1 地球規模の低炭素社会の構築に取り組む。
- 4-2 循環型社会の形成に取り組む。
- 4-3 事業活動が与える環境負荷の低減に資する技術開発や新たなビジネスモデルの構築に努める。
- 4-4 事業活動におけるあらゆる環境リスクを考慮し、その対策に取り組む。
- 4-5 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取り組みを推進する。

5. 情報の保護・管理・開示と社会とのコミュニケーション

事業と個人に係る情報を適切に保護・管理し、企業情報を適時・適切に開示し、株主はじめ広く社会と双方向のコミュニケーションを図る。

- 5-1 株主、投資家などステークホルダーと広くコミュニケーションを図るために、証券取引所等の指針を尊重し、事実及び企業情報を適時適切に開示する。
- 5-2 株主総会やインベスター・リレーションズ（IR）活動を通じて、株主・投資家などとのコミュニケーションを促進する。
- 5-3 広報・対話などの活動を通じて、幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーションを促進する。
- 5-4 自社の機密情報のみならず個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報についても適正かつ厳格に保護・管理する。

6. 社会貢献活動への取り組み

良き企業市民として、社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、グループ^o従業員の社会貢献活動を支援する。

- 6-1 責任ある良き企業市民として、社会貢献活動に積極的に取り組むとともに、そのための体制を確立する。
- 6-2 経営理念などを踏まえつつ、優先的に取り組む課題領域を特定し、経営資源を活用して社会貢献活動を推進する。
- 6-3 NPO・NGO・地域社会・行政・国際機関など、幅広いステークホルダーとの連携・協働によって、積極的に社会貢献活動を行う。
- 6-4 従業員のボランティア活動等自発的な社会参加を支援する。
- 6-5 災害、海難事故等における救援や支援に備え、有事においては必要な物資の輸送等、ノウハウ・技術を生かした社会的貢献に努める。

7. 国際社会との調和

国際的な事業展開に際しては、関係各国の文化や慣習を尊重し、国際社会の発展に貢献する。

- 7-1 ノウハウの提供や人材育成などの協力、関係企業・団体等との友好を深めること等により、それぞれの国の発展に寄与する。
- 7-2 現地取引先にも、当社のCSR/社会的責任への取り組みについての理解を得るよう努め、また、必要に応じて取引先の取り組み態勢の整備を求める。

8. 反社会的勢力との関係遮断

社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。

- 8-1 関係官庁や関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組む。
- 8-2 反社会的勢力による被害防止のために全社をあげて法に則して対応する。

川崎汽船株式会社の経営者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、社内及びグループ企業に徹底し、その実現のために実効ある社内体制を確立するとともに、取引先等にも本憲章の精神の実現について協力を求める。経営者は、危機管理の視点に立って、本憲章に反するような事態の発生を予防するための社内体制を整備し、そのような事態が発生したときには、経営者自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努めるとともに、迅速かつ的確に情報を公開する。

以 上

制定 2006年12月
改正 2012年8月